

対=対象 定=定員、定数 料=料金、費用 ※料金について記載のない催しは入場無料(参加無料) 申=申し込み 問=問い合わせ 開=開所時間
 休=休所日 手=手話通訳 要=要約筆記 FAX=市担当課 共=共通の内容 ★申し込みはがき「基本事項」の記入方法は11ページを参照

歴史講演会「『帝国の関門』九州鉄道門司駅と門司港の近代」

講師は九州国際大学名誉教授・清水憲一さん。3月15日(土)13時30分～15時、旧百三十銀行ギャラリー(八幡東区西本町一丁目)で。定先着50人。料300円。申2月17日から同ギャラリー☎661・9130へ。

募集

花と緑のまちづくりコンクール

花や緑による景観づくりへの取り組みを募集し、表彰します。対市内で花壇などでの花と緑づくりを行う個人や団体、学校、企業など。応募者に記念品を呈呈。申2月27日～5月2日。応募用紙は各区役所総務企画課・出張所、各市民センターなどで配布中。詳細は都市整

備局公園管理課☎582・2464へ問を。ネットも可。

穴生学舎の研修生を募集

北九州観光ナビ・地域リーダー・パンコン入門など15コース。6月～来年3月のおおむね毎週1回9時30分～15時、穴生学舎(八幡西区鉄竜一丁目)で。対60歳以上。定各コース18～48人。料月額2000円(別に教材費などが必要)。申3月10日まで。詳細は同学舎☎645・6688へ問を。

スポーツ

総合体育館の個人利用日

日程(一部利用できない時間帯あり)は、2月19日(水)・20日(木)・23日(祝)～28日(金)。料使用料が必要。利用可能な種目・

時間は総合体育館(八幡東区八王寺町、☎652・4001)へ問を。



小学生向け短期スポーツ教室

小学生体操教室 3月10日(月)～12日(水)の17～18時30分。定30人。料1800円。
子どもトランポリン教室 3月26日(水)～28日(金)。10～11時30分の部と12時30分～14時の部あり。定各部60人。料1950円。
 共通全3回。総合体育館(八幡東区八王寺町)で。対小学生。申往復はがき(1人だけ)に基本事項を書いて2月27日

までに北九州市スポーツ協会(〒805-0011八幡東区八王寺町4-1、☎652・5007)へ。

レクリエーション協会のスポーツ

おやこで自然体験教室 いろいろなゲームをして自然を満喫します。3月16日(日)10時30分～15時、帆柱キャンプ場(八幡東区)で。対おおむね5歳～小学生と保護者。定先着30組。料1組2000円(3人以上は1人500円増し)。お弁当、水筒が必要。
山歩きを楽しもう 皿倉山(八幡東区)の頂上を目指して歩きます。3月23日(日)9時30分、皿倉山ケーブルカー山麓駅に集合。15時、同所で解散。定先着30人。料1000円。
 共通申2月18日から北九州市レクリエーション協会☎921・2801へ。

国民健康保険からのお知らせ

昨年12月2日以降、現行の健康保険証は発行されなくなり、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行しています。お手元にある有効な健康保険証は、今年7月31日まで使用することができます(途中で70歳、75歳を迎える人などは除く)。

昨年12月2日以降、有効な健康保険証やマイナ保険証をお持ちでない人には、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を交付します。「資格確認書」を医療機関などの窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

加入する人

勤務先の健康保険の加入者とその扶養家族として健康保険に加入している人、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除く全ての人。3カ月を超えて日本に滞在する外国人も含まれます。

■加入・脱退するとき

加入手続きが必要になるのは

- 勤務先の健康保険を脱退したとき
- 市外から転入したとき
- 出生したとき
- 生活保護を受けなくなったとき

脱退手続きが必要になるのは

- 勤務先の健康保険に加入したとき
- 市外へ転出するとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき

いずれも、上記の事由が発生してから14日以内に、住所地の区役所国保年金課(転出・転入の場合は区役所市民課か出張所)へ届け出てください。

手続きが遅れた場合は、加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めたり、その間にかかった医療費を全額自己負担したりするなど不利益が生じることがあります。

給付内容

医療費の一部を負担して、保険診療を受けることができます。負担割合は、年齢や所得に応じて2～3割です。

病院などでの1カ月の支払い金額が自己負担限度額を超えたときは、申請により超えた分の金額が支給されることがあります(高額療養費制度)。入院や外来で医療費が高額になる場合は、事前に住所地の区役所国保年金課で限度額適用認定証の交付を受ければ、支払いが自己負担限度額までとなります。

オンライン資格確認システムが導入された医療機関では、本人の同意の上、システムで適用区分の確認ができれば、限度額適用認定証の提示は不要です。

そのほか、出産育児一時金や葬祭費などの支給を受けることができます。

保険料

保険料は、世帯の人数や所得に応じて計算します。算定対象所得は給与所得、事業所得、公的年金などの雑所得、確定申告した株式などの譲渡所得(遺族年金、障害年金などの非課税所得は対象外)です。

毎年6月(特別徴収の世帯は7月)に、年間(4月～翌年3月)の保険料を各世帯にお知らせします。なお、年度途中で加入・脱退するときの保険料は、月割りで計算します。

※特別徴収(年金天引き)は、65歳以上75歳未満の被保険者だけで構成される世帯のうち、一定の条件を満たす場合に対象となります。口座振替で納付している世帯は対象外です。

■保険料の軽減

世帯全員の所得が基準を下回るときは、保険料のうち平等割額(一世帯当たりの額)と均等割額(一人当たりの額)が軽減されます。軽減の判定は、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人の人数や所得を含めて行います。また、解雇などにより失業した人のうち一定の条件に該当する人や出産したか出産する予定の人についても、届け出により保険料が軽減されます。

■保険料の督促状などが届き、納付でお困りの人へ

保険料の督促状や催告書が届いたなど保険料の納付相談は、「北九州市料金相談ナビダイヤル(☎0570・093・100)」にご連絡ください。

医療費などの還付金詐欺にご注意を

市役所や区役所などの公的機関の職員が電話をかけ、ATM(現金自動預払機)で医療費などの還付金の払い戻しの手続きを依頼することは絶対にありません。もし電話などでATMに行くよう指示されたら、まず家族や警察などにご相談ください。

問各区役所 国保年金課へ	門司区 ☎331・1832	八幡東区 ☎671・2859
	小倉北区 ☎582・3400	八幡西区 ☎642・1332
	小倉南区 ☎951・4119	戸畑区 ☎881・2391
	若松区 ☎761・5951	

担保健福祉局保険年金課☎582・2415